



### ■ライセンス管理法人設立という戦略

独自の技術を海外に売り込もうとした場合、やはり特許を取得しておくことがベターです。技術力の客観的な裏づけとして特許があるわけですから、そのバーゲニングパワー（取引における交渉力）は大きいものがあります。ここでアメリカ法人を設立する意味がでてくるのです。

1. まず、バーチャルカンパニーとしてアメリカ法人を設立する。
2. 次に、売込みを図ろうというアイデアや技術で特許（特許）を取得し、さらにこの特許をアメリカ法人が保有する。

いわゆる「ライセンス管理法人」として、アメリカ法人を活用するわけです。

日本から持って行って売るよりも、アメリカ法人がアメリカ市場で売り込む方が簡単なのです。

その上、アメリカでは特許の審査期間が短いので、この点においてもアメリカ法人を設立する意味があります。だいたい申請から半年から1年ぐらいで成立しています。しかも、別途特別料金を払い込めば、3ヶ月ぐらいで「特急」審査をしてもらえようようなケースもあるそうです。

日本でも申請から成立までの期間が短くなったといわれますが、それでもだいたい2～3年はかかってしまいます。激烈な争いを繰り広げるには、これではロスが大きすぎます。

そこで、アメリカで短期間のうちに特許を取得しておけば、アメリカ国内で特許ビジネスを展開することができ、日本でのビジネス展開にも有効です。何故ならば、日本ではペンディング（特許申請中）となっているが、アメリカではすでに取得済みということ、バーゲニングパワーとして活用していくことが出来るからです。

そこで当社は特許（特許や知的所有権）を所有されている法人、個人の皆様を対象としたアメリカ・デラウェア州法人の設立と国際特許戦略の活用をご提案させていただきます。保守的な日本で資金調達や商品化が難しい特許をアメリカで出願登録または名義書換をしてアメリカの市場で売りこむ方法もあります。また、日本で研究開発をした商品をコストの安い中国で生産し、ライセンスの管理はアメリカ・デラウェア州でライセンス管理会社を設立して世界に睨みを利かせるという国境を越えた特許戦略も可能です。

- 1) 研究開発 (R&D)
- 2) 米国デラウェア法人の設立 (100%子会社)
- 3) 国際特許出願 (権利者名義はデラウェア法人)
- 4) 特許流通市場などへの登録
- 5) アメリカの特許弁護士と契約
- 6) 特許訴訟、特許裁判、ライセンス契約、M&A など様々な国際戦略に対応

詳しくは当社著「1ドルからはじめるeコマース」(オーエス出版社)もご参照下さい。



新技術・特許の開発（発明）

米国・デラウェア法人設立

米国にて特許出願

特許市場やWEBでの公開

米国市場で特許売り込み

米国メーカー  
とライセンス  
契約

米国内で生産  
立ち上げ・事業  
展開

ライセンス  
生産

店頭公開  
M&A

特許・ロイヤリティ